

2019年7月25日（木）
愛知県県民文化局県民生活部学事振興課
私学振興室認可グループ
担 当 長井、田中
内 線 2470・2468
ダイヤルイン 052-954-6188

保育・介護・ビジネス名古屋専門学校の定員超過等の是正について

愛知県と名古屋出入国在留管理局が、2019年6月6日に、学校法人たちばな学園の設置する保育・介護・ビジネス名古屋専門学校に対し、現地調査等を実施した結果、学則の定員を大幅に超える生徒の受入れ、それに係る県への虚偽報告、校舎として認められていない建物の使用、留学生の安易な受入による所在不明者の増加等、不適切な学校運営が認められました。そのため県では、本日、学校法人たちばな学園へ下記のとおり書面により指導しました。

記

1 指導内容

(1) 生徒数の適正化について

- ・大幅な定員超過の原因となっている国際教養学科及び国際ビジネス情報学科については、定員超過状態が是正され、留学生の受入れ体制が改善されるまでの間、新規入学生の受入れを見合わせる事。
- ・是正にあたっては、在校生を強制的に退学させるなど、不利益な取扱いを行わないよう十分注意すること。

(2) 留学生の受入れ体制の改善について

- ・生徒数の確保の観点からのみの安易な留学生の受入れは、所在不明者や不法残留者等の増加につながる恐れがあることから、厳に慎むこと。
- ・入学志願者等の目的意識や学力等を適切に判定し、定員に則した入学者数となるよう入学者選抜体制を改善するとともに、入学後の適切な在籍管理体制を整備すること。

(3) 学校法人の運営体制の適正化について

- ・本問題を招いた学校法人の責任は重大であり、定員を大幅に超える生徒の受入れを認めた理事会など、学校法人の運営体制については是正し、再発防止を徹底すること。

2 改善計画書の提出

上記の指導内容を踏まえた改善計画書を8月30日(金)までに提出すること。